



2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 富 士 ダ イ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 春 田 善 和
(コード番号：6167 プライム市場)
問 合 せ 先 取締役業務本部長 高 安 真 生
(TEL. 03-3759-7182)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月24日開催予定の当社第69回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの機能をより一層高め、加速する外部環境の変化への対応力を強化するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更並びに業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等の必要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、株主への利益還元を機動的に実施できるよう、剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とする変更案第42条を新設するものであります。なお、この定款変更の効力発生後も、引き続き株主総会で剰余金の配当等を決議することができるものであります。
- (3) その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
< 新 設 >	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほ か、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
第4条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>

現行定款	変更案
第2章 株 式 第5条～第7条 <条文省略> (単元未満株主の権利制限) 第8条 当社の単元未満株主は、<u>以下</u>に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) <条文省略> 第9条～第11条 <条文省略> 第3章 株主総会 第12条～第17条 <条文省略> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第18条 <u>当社は取締役会を置く。</u> (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> < 新 設 > (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2～3 <条文省略> (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> < 新 設 > < 新 設 > < 新 設 >	第2章 株 式 第6条～第8条 <現行どおり> (単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、<u>次</u>に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) <現行どおり> 第10条～第12条 <現行どおり> 第3章 株主総会 第13条～第18条 <現行どおり> 第4章 取締役及び取締役会 < 削 除 > (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> 2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。 2～3 <現行どおり> (取締役の任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 < 削 除 > 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 <条文省略> 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> < 新 設 > (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 < 新 設 > (取締役会の決議の方法) 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> < 新 設 >	(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2 <現行どおり> 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 <u>2 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 <u>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u> (取締役会の決議の方法) 第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> (取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (業務執行の決定の取締役への委任) 第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

現行定款	変更案
(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第 28 条 <条文省略>	第 29 条 <現行どおり>
(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第 30 条 取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
(取締役の責任免除) 第 30 条 <条文省略> 2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 31 条 <現行どおり> 2 当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
(監査役及び監査役会の設置) 第 31 条 当社は監査役及び監査役会を置く。	< 削 除 >
(監査役の数) 第 32 条 当社の監査役は、4 名以内とする。	< 削 除 >
(監査役の選任) 第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	< 削 除 > < 削 除 >
(監査役の任期) 第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	< 削 除 > < 削 除 > < 削 除 >

現行定款	変更案
< 新 設 >	(常勤の監査等委員) 第 32 条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から、必要に応じて常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
< 新 設 >	(監査等委員会の招集通知) 第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
< 新 設 >	2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
< 新 設 >	(監査等委員会の決議の方法) 第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
< 新 設 >	(監査等委員会の議事録) 第 35 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
< 新 設 >	(監査等委員会規程) 第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 会 計 監 査 人	第 6 章 会 計 監 査 人
(会計監査人の設置) 第 42 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u>	< 削 除 >
第 43 条～第 44 条 <条文省略>	第 37 条～第 38 条 <現行どおり>
(会計監査人の報酬等) 第 45 条 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て、取締役会の決議によって定める。	(会計監査人の報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て、取締役会の決議によって定める。
第 46 条 <条文省略>	第 40 条 <現行どおり>

現行定款	変更案
第7章 計 算	第7章 計 算
第47条 <条文省略>	第41条 <現行どおり>
(期末配当金)	
第48条 当会社は、株主総会の決議によって、 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。） を行うことができる。	< 削 除 >
(中間配当金)	
第49条 当会社は、取締役会の決議によって、 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	< 削 除 >
< 新 設 >	
< 新 設 >	
(期末配当金等の除斥期間)	(剰余金の配当等)
第50条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。	第42条 当会社は、取締役会の決議によって、 会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。
2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。	2 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。
< 新 設 >	(配当金の除斥期間)
< 新 設 >	第43条 配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。
< 新 設 >	2 未払の配当金には利息をつけない。
	附則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	1 当会社は、第69回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
	2 第69回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。